

議案第1号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めること
について

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成29年12月18日に専決処分したもので、同条第3項の規定によりその承認を求めるもの。

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

A

2 事故の概要

(1) 事故の発生日時

平成29年11月3日 午前8時頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町高田郷775番地1付近（町道日当野1号線上）

(3) 事故の状況

対向車と離合する際に側溝部分に寄ったところ、側溝に設置していたグレーチングが跳ね上がり、前輪後部の作業油タンク周辺が破損した。

3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

1, 327, 547円

平成29年12月18日

長与町長 吉 田 慎 一